

# 岐阜県暴走族等の根絶に関する条例

平成16年 3月23日岐阜県条例第19号  
(原文縦書き)

岐阜県暴走族等の根絶に関する条例をここに公布する。

(目的)

第一条 この条例は、暴走族等による暴走行為等が県民生活及び少年の健全な育成に多大な影響を及ぼしていることにかんがみ、暴走族等の根絶に関し、県、県民等の責務を明らかにするとともに、これらの者が一体となって暴走族等のないまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、暴走族等の根絶を図り、もって県民生活の安全を確保するとともに、少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴走行為等 次のいずれかに該当する行為をいう。

イ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第六十八条の規定に違反する行為

ロ 二台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる行為であって、法第七条、法第十七条、法第二十二条第一項、法第五十五条、法第五十七条第一項又は法第六十二条の規定に違反する行為

ハ 法第七十一条第五号の三の規定に違反する行為

ニ 法第七十一条の二の規定に違反する行為

ホ 公共の場所において、正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は著しく他人に危険若しくは不安を覚えさせる方法で、自動車等を急に発進させ、若しくは急に転回させて走行し、その速度を急激に増加させ、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させる行為

二 暴走族 暴走行為等を行うことを目的とする集団をいう。

三 暴走族等 暴走族及び暴走行為等を行う者をいう。

四 暴走族等の根絶 暴走族等による暴走行為等の防止、暴走族への加入（暴走族の結成を含む。以下同じ。）の防止及び暴走族からの脱退の促進を図ることにより、暴走族等のない社会を築くことをいう。

五 少年 少年法（昭和三十二年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する少年をいう。

六 保護者 少年法第二条第二項に規定する保護者をいう。

七 自動車等 法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。

八 道路 法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。

九 公共の場所 公園、駐車場、空き地その他の公衆が出入りすることができる場所（道路を除く。）をいう。

(県の責務)

第三条 県は、暴走族等の根絶に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(県民の責務)

第四条 県民は、暴走行為等を助長するおそれのある行為を行わないよう努めるとともに、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第五条 保護者は、その監護に係る少年に対し、次に掲げる事項に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 暴走族への加入をさせないこと、及び暴走族に加入していることを知ったときは、当該暴走族から脱退させること。
- 二 暴走行為等を行わせないこと。
- 三 暴走行為等に係る自動車等に同乗させないこと。
- 四 暴走行為等を行うことを目的とした自動車等の購入、改造又は使用をさせないこと。
- 五 暴走行為等の見物に行かせないこと。

(学校、職場等関係者の責務)

第六条 学校、職場その他の少年の育成に係る機関又は団体の関係者は、その職務又は活動を通じ、少年の暴走族への加入の防止、暴走族からの脱退の促進又は暴走行為等の防止に関する活動を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 自動車等若しくは自動車等の部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めるとともに、暴走行為等に使用されるおそれのある自動車等の販売又は暴走行為等を助長するおそれのある自動車等の部品の販売若しくは自動車等の改造（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十九条の二の規定に違反するものを除く。）をすることにより暴走行為等を助長することのないよう努めるものとする。

- 2 自動車等の燃料の販売を業とする者は、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めるとともに、法第六十二条若しくは法第七十一条の二の規定に違反することが外観上明らかかな自動車等の運転者又は車両番号標（道路運送車両法第十九条に規定する自動車登録番号標、同法第七十三条第一項（同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する車両番号標又は市町村の条例で地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十二条第一号に規定する原動機付自転車に当該市町村の交付する標識を付けるべき旨を定めている場合における当該標識をいう。）を取り外し、隠ぺいし、若しくは折り曲げた自動車等の運転者に燃料を販売することにより暴走行為等を助長することのないよう努めるものとする。
- 3 衣服、鉢巻き、旗等（以下「衣服等」という。）に刺しゅうし、又は印刷することを業とする者は、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めるとともに、暴走族の名称又は暴走行為等に関する文字、図形若しくは模様を衣服等に刺しゅうし、又は印刷することにより暴走行為等を助長することのないよう努めるものとする。

(公共の場所の管理者の責務)

第八条 公共の場所の管理者は、暴走族等が集合し、又は集合するおそれのある場所について、暴走族等の集合を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(道路管理者等の責務)

第九条 道路を設置し、又は管理する者は、暴走行為等が行われるおそれのある道路について、管理上支障のない範囲内で、道路の構造等について暴走族等による暴走行為等を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

第十条 知事は、暴走族等の根絶を推進するための基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 暴走族等の根絶の推進に係る啓発活動及び県民の意識の高揚に関する基本的な事項
- 二 暴走族への加入の防止に関する基本的な事項
- 三 暴走族からの脱退の促進に関する基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、暴走族等の根絶に関する基本的な事項

3 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(関係機関等への協力要請)

第十一条 県は、暴走族等の根絶に関する施策の実施について、必要に応じ、市町村その他の関係機関及び関係団体に対し協力を要請することができるものとする。

(情報の提供等)

第十二条 県は、県民、事業者等に対し、暴走族等の根絶に関する施策の効果的な実施を図るため、情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(暴走行為等の予備行為等の禁止)

第十三条 何人も、暴走行為等を行う目的で、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自動車等を準備して公共の場所に集合すること。
- 二 タオル、手ぬぐい、目出し帽その他これらに類する物で顔面の全部又は一部を覆い隠して自動車等に乗車すること。
- 三 暴走族の名称又は暴走行為等に関する文字、図形若しくは模様を刺しゅう等をした衣服等を着用して当該刺しゅう等が公衆の目に触れるような状態で自動車等に乗車すること。

2 何人も、祭礼又は興行その他催事に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、暴走族の名称又は暴走行為等に関する文字、図形若しくは模様を表示した衣服等を当該文字等が公衆の目に触れるような状態で着用し、かつ、多数でうろつき、又はたむろする等の著しく公衆に迷惑を及ぼすこととなる方法で威勢を示してはならない。

3 何人も、暴走行為等を行おうとしている者又は現に暴走行為等を行っている者に対し、声援、拍手、音響、手振り、身振り、旗、鉄棒その他これに類するものを振ること又は花火類等を使用することにより、当該暴走行為等をあおってはならない。

(自動車等の急発進行為等の禁止)

第十四条 何人も、公共の場所において、正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は著しく他人に危険若しくは不安を覚えさせる方法で、自動車等を急に発進させ、若しくは急に転回させて走行し、その速度を急激に増加させ、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させてはならない。

(少年に対する暴走族の結成指導等の禁止)

第十五条 何人も、少年に対し、暴走行為等を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、又は強要してはならない。

- 2 何人も、少年に対し、暴走族を結成すること又は既に結成されている暴走族を維持することを指導し、又は援助してはならない。
- 3 何人も、少年に対し、暴走族に加入することを勧誘し、若しくは強要し、又は暴走族から脱退することを妨害してはならない。
- 4 何人も、少年が行う暴走行為等を容認すること又は少年が行う暴走行為等に関連する紛争の解決若しくは鎮圧を行う役務を提供することの対償として、金品その他財産上の利益の供与を要求し、又は受けてはならない。

(罰則)

第十六条 前条第二項から第四項までの規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 第十四条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。